

羽曳野市長選挙・羽曳野市議会議員補欠選挙

投票できる人

市内の投票所で投票できるのは、満18歳以上（平成18年7月8日までに生まれた人）の日本国民で、令和6年3月29日以前から羽曳野市の住民基本台帳に記載され、継続して居住されている人です。

投票所入場整理券

入場整理券は、世帯ごとに同封して郵送します。それぞれご本人の入場整理券を持参して投票所にお越しください。入場整理券がなくても、選挙人名簿に登録されていれば投票できますので、投票所の係員に申し出てください。

期日前投票

投票日当日に投票に行けない方は期日前投票ができます。

《期間》 7月1日(月)～7月6日(土) 《時間》 8:30～20:00

《場所》 市役所本館1階ロビー、はびきのコロセアム1階幼児室

選挙公報は各家庭に配布

候補者の氏名、経歴、政見などを掲載した「選挙公報」は、投票日前日までに各家庭に配布します。選挙公報は、各家庭に配布の他、期日前投票所、支所、コミュニティセンター、図書館などにも設置し、インターネットでもご覧いただけるようになります。

点字版およびデジ版による「選挙のお知らせ」も用意しています。

体が不自由な方へ

投票所には、車いすを利用されている方のための記載台や目の不自由な方のための点字器を用意しています。車いすや手話通訳が必要な方は、事前に選挙管理委員会にご連絡ください。また、投票の際に希望する支援内容を伝えるための「投票支援カード」を各投票所に用意しています。市ウェブサイトからダウンロードもできますのでご活用ください。

投票を無効にしないために

大切な1票を無効にしないために、投票は正確に記載してください。

次のような投票は無効になります。

- ・候補者でない者の氏名を記載したもの
- ・2人以上の候補者の氏名を記載したもの
- ・どの候補者の氏名を記載したのか確認できないもの
- ・他事を記載したもの

氏名の下に、「へ」、「に」、「さんへ」とついたり、「頑張れ!」、「必勝」や、「○(まる)」、「×(ばつ)」など、候補者の氏名とは関係のない言葉や記号を書くと無効になります。

他事を記載したものの例



投票日時は 7月7日(日) 7:00～20:00



特設ページウェブサイト

【開票日時】 7月7日(日) 21:15から

【開票場所】 総合スポーツセンター(はびきのコロセラム) 南恵我之荘 4-237-4

滞在地での不在者投票

選挙期間中、仕事などで市外に滞在している場合、滞在地の市区町村選挙管理委員会で不在者投票ができます。

なお、投票については郵送での手続きになりますのでお早めに申請をお願いします。

※手続きや、申請に必要な書類の様式は市ウェブサイトをご覧ください。

また、マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルの「ぴったりサービス」を利用してオンラインでの申請も可能です。

郵便などによる不在者投票

郵便などによる不在者投票用紙の請求期限は、投票日の4日前(7月3日(水))までです。郵便等投票証明書をお持ちの方で、不在者投票用紙の請求をされていない方はお急ぎください。

※手続きや、申請に必要な書類の様式は市ウェブサイトをご覧ください。

指定施設での不在者投票

指定施設の病院などに入院、入所されている方は、施設長に申し出ると、その施設で不在者投票をすることができます。詳しくは施設側にお問い合わせください。



←大阪府内の指定施設一覧

投票所変更のお知らせ

第20投票所 飛鳥公民館→佛号寺

市内で転居された方へ

6月8日以降に羽曳野市内で転居届出をされた方は、転居前の住所地の投票所になりますのでご注意ください。



羽曳野市選挙管理委員会事務局 ☎ 072-958-1111 (内線: 4610・4620)